

請 求 人 様

大阪府監査委員	磯 部 洋
同	赤 木 明 夫
同	清 水 涼 子
同	和 田 秋 夫
同	中 川 隆 弘

住民監査請求について（通知）

平成25年6月26日付けであなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第1 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

『1 請求の趣旨

●誰が

大阪府住宅まちづくり部 住宅経営室 施設保全課 施設管理グループ

●いつ

入札実施年度 平成25年度中に入札の実施

自治会対象の入札説明会 平成25年5月21日14時から実施済

入札書の受付 平成25年11月8日午前10時～9日午後4時まで

契約期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

●対象

- 1) 府住の駐車場が入居時の区画数を増やしながらか現在に至る経緯の監査
- 2) 施設保全課から都市住宅常任委員会の審議に必要な参考資料の内容を監査
- 3) この制度の制度替えによる地域コミュニティの活性化や環境維持管理面での配慮を監査
- 4) これまでの府営住宅駐車場管理業務委託契約に伴う委託料の用途について管理監督する立場の施設保全課が保有している、過去の実績・実態をどの程度把握しているかを監査

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙の通り住民監査請求を致します。

【参考資料】

添付資料①⇒入札制度に関するよくあるご質問(Q&A) (平成25年5月16日時点)
全5頁

添付資料②⇒大阪府営住宅駐車場管理業務委託契約書(平成20年8月1日締結)
全4頁

添付資料③⇒桃山台二丁目住区と駐車場の配置図に増設工事費分担ヵ所を着色
全1頁

2 請求の理由

昭和42年7月より入居が始まった、千里桃山台2丁目住宅 B21～31棟 5階建て全427戸、駐車場182区画の一住人です。自治会は昭和42年11月に発足した。同時に府の指導の下で、駐車場管理団体「カークラブ」を発足させ、駐車場使用者は自治会費とは別に、月額500.-/台の会費を支払って、43年4月よりカークラブの運営がスタートした。府住の駐車場管理問題の案件はこの時点から始まっていることを、まず認識していただきたい。

この度、制度移行の案内が平成22年8月31日(施保1645号)付で、自治会会長あてにあった時から、この問題は施設保全課の駐車場担当者様と自治会とが、意見調整しながら進める必要性を強く感じていた。その後、地元の議員様に相談し、連合自治会を通して、実態にそぐわない入札方式の検討そのものを止めて頂くようお願いしていました。

結果的に、新制度への入札説明会が平成25年5月21日14時から三島府民センターの会場で開催され、膨大な資料と綿密な計画を経て進められた入札方式への移行計画が示され、最後の手段としての監査請求を致します。

説明会会場で施設保全課が配布した『入札制度に関するよくあるご質問(Q&A) (平成25年5月16日時点)』のコピーを添付資料①として提出します。そのP5の質問⑧ 「駐車場区画以外の清掃や除草を自治会が行なっているが、駐車場管理委託の委託料にこれらの費用は含まれているのか」の回答⇒ 「現在、大阪府と自治会の管理区分に基づき、自治会が行なっている清掃や除草については、駐車場管理業務委託の業務内容には含まれていないため、委託料には含まれていません」と記されている。この一文を目にして、止むに止まれず監査請求します。

多分どこかの説明会会場で質問が有って、このQ&Aに掲載されたと思うが、現在も有効な『大阪府住宅供給公社と千里府営桃山台二丁目自治会との間で締結している『大阪府営住宅駐車場管理業務委託契約書』のコピーを添付資料②として提出します。

この契約書の何処に『自治会が行なっている清掃や除草については、駐車場管理業務委託の業務内容には含まれていない』という文言が入っているのですか。

駐車場使用料が有料化されて以来、現在に至る20年間も、契約書の駐車場管

理業務処理要領『第3条 住宅団地内の環境美化は次のとおりとする。1. 住宅団地内の環境美化に努めるため、月1回以上清掃を実施』と記載されているから、何処の自治会も住民は協力して活動している最中なのに、現実を度外視した制度改革は許せません。

この質問を受けてすぐに施設保全課 施設管理グループの方は自治会と大阪府住宅供給公社と締結している委託契約書を入手して、確認されたのでしょうか。そして制度移行に伴う賛否の審議をされた都市住宅常任委員の議員様に、現在有効な契約書を公開して審議が進められたのでしょうか、そのうえでの賛成多数だったのでしょうか。

監査請求している請求人は、入居当初から現在まで車を所有せず、駐車場使用者ではないが、府住に住む一自治会員として、この度の制度移行に伴う改革は私のような駐車場未使用者にとっても由々しき問題である。以下4点の対象理由に挙げて住民監査を求めます。

- 1) 府住の駐車場が入居時の区画数を増やしながらい現在に至る経緯を述べ、監査理由を明らかにする

府は入居当時から駐車場使用料をずっと徴収していなかった。当時は府営二種住宅への入居者が自家用車を所有するのにも憚れる世相の中、府の住宅管理課の指導のもとで団地内の駐車場区画を使用している者だけが参加出来るカークラブを発足させ、『入居者からの問い合わせ等への対応に関すること』『駐車場施設の補修の連絡調整に関すること』『駐車場の秩序維持に関すること』の役目を担わせる団体の設立が、自治会発足と同時に求められた。

駐車場使用者は自治会費とは別途、台あたり500.-/月をカークラブに支払うことで、車を所有していない自治会員への迷惑料的な意味、それと駐車場使用の待機者への気遣いの意味を含めて、自治会活動の円滑化を図るための援助金として、会費の一部を自治会会計に補填する仕組みが作られ、住宅団地内の環境美化に努めるため、月一回以上清掃を実施する費用に充てるようになった。事の発端はまさしくこの時点から発生している問題で有ることを認識したうえで、この度の制度改革の原点まで遡りながら検討して欲しかった。

昭和62年8月の自治会発足20周年記念時の記録によれば、府承認の駐車場区画数は145台に対して、車所有者での待機者が40名、抽選に当たれば車を購入する予定者多数と記録が残っている。まだこの当時もカークラブの制度は継続されていた。

当自治会は発足時から駐車場管理も自治会活動の大きな任務だと捉え、自治会運営上の頭痛の種は、住区内の不法駐車と迷惑駐車問題、更に駐車場使用者と待機者とのトラブル等が絶えず、自治会活動に支障をきたすほどだった。そんな中、府の住宅管理課に長年に亘って駐車場の増設を要望し、双方で調整を重ねた結果、駐車場増設に要する工事費用の一部分をカークラブが分担金として供出することに合意することで、数年がかりで駐車場増設工

事が完了した。2ヶ所あった公園の一つを駐車場に充て、住区内の空きスペースというスペースを潰しながら増設工事を進めた結果、平成3年頃には現存の182台の駐車場区画を管理する自治会になった。

府に供出した金額を知る関係者によれば、カークラブ会員182名から3ヶ月間、月5000.-を特別徴収して、不足分は積立金を取り崩して、合計300万円を府に支払った。

その分担金を充てて完成した増設ヶ所は、B30棟前の駐車場No1091～1135の39台の内、工事費300万円相当台数分だという。更に増設工事費用を補充するための分担供出金を支払うにあたって、大阪府と当自治会(カークラブ)との覚書には、供出金額に相当分の駐車場区画数については、大阪府が大きな制度変更することが元で、自治会が府に返還を求めた場合「府は現状の駐車場区画状態のまま、返却する」との取り決めがあったことも聞いている。(参考資料として、府営(千里)桃山台二丁目住区と駐車場の配置図に増設工事費を分担した区画を着色して、添付資料③として提示します)

当時の詳細な経緯を監査委員の方で契約書や覚書等の取り決めを探して調べて頂きたい。その理由は今年度実施しようとしている制度移行に伴う入札説明会会場で、施設保全課の説明によれば、入札を辞退又は応札しても入札に負ければ、自治会としては住区内の駐車場管理面での義務的責任が一切無くなり、自治会の手を離れるという、大幅な政策転換が進められようとしているからです。増設工事費用を補充するための分担供出金を支払った取り決めの、大阪府が大きな制度変更することが元で、自治会が府に返還を求める程の改革に該当すると判断します。施設保全課様の説明では総合評価方式によって、自治会側が有利になっていると説明されているが、駐車場増設工事当時の費用分担の確認など、過去の経緯を総て明確にして総合評価の点に計算するよう監査指導をお願いします。このような表面に現れないようなことでも、洗い出さざるを得ないような改革を進めようとしている訳ですから、当然総ての経緯を表に出したうえでの個々の自治会との調整が必要だと思う。

2) 施設保全課から都市住宅常任委員会の審議に必要な参考資料の種類とその内容の監査

上記のような経緯で増設した結果の182台ですが、平成4年3月末でカークラブは解散し、その4月より住宅管理業務全般について大阪府住宅供給公社に管理委託が始まると同時に、新たに駐車場使用料金が設定され、当住区は一区画当たり8,000/月の徴収が始まった。

同時に自治会側と結ばれた府営住宅駐車場管理業務委託契約に基づいて支払われる@500/月×182区画×12=1,092,000/年は、自治会としては当然自治会員の安心安全を担保とした地域コミュニティの活性化への地元還元としての意味を持った公金であり、契約書第一条『委託業務』の第3項に記載された『住宅団地内の環境美化に関すること』を含めた委託料だと理解す

る。でも、このあたりの経緯を都市住宅常任委員会での審議の場で、制度移行を目指す施設保全課から、常任委員の先生方に、過去の経緯の覚書や委託契約書等の情報開示がなされていたのか否やの監査をお願いします。

時代の流れ的に制度の見直しが大切なことは良く理解できるが、現有契約書に記された全業務を継続実施している自治会に対しては、端から入札対象外にすべきだとの意見も、委員会の議事録にも載っています。この点について都市住宅常任委員の議員様にどの程度、過去の経緯に関する情報を公開したうえでの3年間に亘る審議だったのでしょうか。当時常任委員会の各委員様に開示された全資料、中でも肝心要の現在締結している『府営住宅駐車場管理業務委託契約書』が開示されたうえでの審議だったのか、監査を求めます。

26年度から実施されようとしている総合評価一般競争入札の委託業務の内容	25年度までの府営住宅駐車場管理業務委託契約の委託業務の内容
1 駐車場施設の巡回業務	1 迷惑駐車点検及び指導等に関する こと
2 駐車場施設の清掃業務	2 住宅団地内の環境美化に関する こと
3 駐車場施設の清除草業務	
	3 入居者からの問い合わせ等への 対応に関する こと
	4 駐車場施設の補修の連絡調整に 関する こと
	5 駐車場の秩序維持に関する こと
	6 その他、駐車場の管理に関し 必要な こと

現在、大阪府住宅供給公社と自治会とで交わしている委託契約書の仕様内容と、上記の26年度からの移行を目指している、一般競争入札方式の委託業務の仕様内容に、駐車場の維持管理面での委託内容にこれほどの大きな違いが起こるのか、車を所有していない私にはどうしても納得出来ない。

住宅団地内の環境美化に関することは自治会活動の重要な事業だとの認識が欠けた、稚拙な移行計画だと思うのです。

私たちは、府営住宅に入居している住民の自己責任の一つとして、住区内の広場、空き地廻りと駐車場廻りなどの一斉清掃を自治会会員の手で行うことで、安い家賃で有難く生活できているわけで、府住の駐車場使用料の設定がなかった頃はカークラブから援助を自治会運営資金に充当し、途中からは公社が駐車場使用料金8,000/月の徴収が始まると同時に、設定された管理委

託料として500/月を、自治会が『住宅団地内の環境美化に関すること』に充てていることに対して施設保全課の方が、入札説明会会場での質問の回答として「目的外使用」みたいな表現をされているようですが、自治会宛に振り込まれた公金を、委託契約書に書かれた仕様内容の通りに団地内の環境美化に関する事業として、確実に遂行している自治会に対して「目的外使用だとか、公金支出の方法に透明性が求められている」という文言を充てて、26年度よりの見直しを強行せざるを得ないほど、多くの自治会が公金の使途に不明瞭だったのでしょうか。都市住宅常任委員会での審議の場に、施設保全課から本当に必要な資料が開示されたうえでの、公正な審議がなされたか否かの監査をお願いします。

3) この度の制度替えは地域コミュニティの活性化や環境維持管理面での配慮不足を監査

府営住宅駐車場管理業務委託契約の委託業務の費用設定に当たっては、平成4年4月からの駐車場使用料金8,000/月の徴収と同時に、駐車場管理委託料として決められた500/月についても、駐車場使用料金10,000/月に値上げになってからも委託料の500/月は継続していたのに、平成21年4月から月400.-/台へと値下げ改革時にも、当自治会に対して一回も委託契約項目別に単価試算表の提出が求められていません。1区画当たり500.-でも、月400.-に値下げされた時でも意義申し立てもしていない筈です。不思議なことに、駐車場管理委託料として決められた500/月から400/月に決める前に、「契約書の業務内容別の試算単価は一切自治会側には求められていません」と言うことは、施設保全課は1. 迷惑駐車点検及び指導等に関すること、2. 住宅団地内の環境美化に関すること、3. 入居者からの問い合わせ等への対応に関すること、4. 駐車場施設の補修の連絡調整に関すること、5. 駐車場の秩序維持に関すること、6. その他、駐車場の管理に関し必要なこと、に対して、各自治会がどの程度の比率でそれぞれの項目に対処しているかのデータがあるのですか。26年度からの入札方式の説明会会場で、1. 駐車場施設の巡回業務、2. 駐車場施設の清掃業務、3. 駐車場施設の清除草業務についての最新の積算基準で設定している、と説明しながらこれ迄の400円を例に出されるのですが、自治会から項目ごとの比率の提出を求め、2. 住宅団地内の環境美化に関することに関する費用化率が突出していることを知れば、この度のような入札方式では対応できないことがわかっていたはずですが、実態を知らないから『公金支出の方法に透明性が求められている』という文言を充てているが、施設保全課は20数年間も放ったらかしにしていたということは職務怠慢です。

このように、府側の一寸した政策の変化で、駐車場利用者と未使用者との会員間の意識が大きく変わり、自治会の役員を決めるにあたって、車所有者の方々が自治会活動への協力意識が薄くなってしまいます。と言うことは

地域コミュニティの活性化に水を差す結果につながっているのです。

今では長く続いたカークラブの存在価値も意味も無くなり、平成20年度に自治会会則を改定し、自治会組織の一つの部に取り込んで『駐車場管理理部』として、自治会主導で昼間の迷惑駐車(自転車含む)に住民は敏感に見張り、夜間は防犯パトロールと迷惑駐車チェック等、重要な自治会活動の一つとしての位置付で、地域コミュニティの活性化と維持管理責任を全うしている。今年度実施予定の入札方式への移行が強行された場合、自治会会員間の意識は更に大きく変わってしまうのは目に見えています。ましてや辞退したり、入札に負けてしまえば住区内を四六時中住民でもない人が駐車場管理のためとはいえパトロールするわけですから、自治会への参加意識とか協力意識、連帯感等が薄れてしまうことを危惧するのは私だけではない筈だ。

それだけでなく、新しく入居された若い層の方々は自治会への協力意識が弱く、せめて『駐車場使用料の一部が府から還元されて、自治会活動費に組み込まれている』という実態は残して頂くことが切実な願いです。一旦離れてしまった帰属意識は元に戻せません。このように目に見えない部分を解りながらの新しい制度づくりこそが、行政の在り方としては大切な仕事だと思えますので、微妙な部分ですが監査の程宜しくお願いします。

- 4) 一昨年度から数回開かれた新入札方式に移行する説明会会場で、施設保全課の方が、駐車場管理業務の委託料を当自治会のような使い方をするのは「目的外使用」だと、表現をしながら説明されているようですが、駐車場使用料金8,000.-/月、10,000.-/月を徴収したお金は当然公金です。その集めたお金の中から当住区内の駐車場を管理する必要経費として自治会に支払われるお金500.-/月、たとえ400.-/月でも公金であることは認識しています。逆に問いますが、私たちが住区内の全戸から集めている自治会費500/月は何金ですか、公金ですよ。その公金と公金を合算して府民の安心安全を担保する地域コミュニティの活性化と維持管理をし、契約書の通りに団地内の環境美化に関する事業に取り組んでいる自治会に対して、今頃になって何故に『目的外使用』とか『公金支出の方法に透明性が求められている』『府民目線で公平性、透明性の確保』という文言を使った問いかけを強調されますが、これまで管理監督する立場の施設保全課の方の言葉として聞くのはとても残念な言葉です。

その『目的外使用』の契約書のまま対処せず、先送りにしていたことは、職務の怠慢ではないのか。

その『公金支出の方法に透明性が求められている』ことに、契約事項の各項の費用試算もしていなかったのは、職務怠慢ではないのか。

その『府民目線で公平性、透明性の確保』を謳うのであれば、各自治会の要望を聞きながらの制度改革が求められているのに、机上設計だけで進めていることこそが、職務怠慢ではないのか。

裏を返せば、私の目から見れば、不当な公金の支出を放置し、駐車場とい

う府の財産の管理を怠っているしか思えない。

これまで、委託契約書に記載された全処理要領についての成果報告書が各自治会から提出されているのか、監査してください。

そもそも、一部の自治会や他府県での不透明な会計処理が発覚したことで『公金支出の方法に透明性が求められている』という文言を使われたと思うのですが、大阪府下の全自治会に対して、十把一絡げ的に目的外使用だ、公金支出の方法に透明性が求められている、府民目線で公平性、透明性の確保という文言を使いながら、説明することは失礼です。

現在府公社と結んでいる契約書第一条『委託業務』の各条項に記載通り、毎月々の実施結果報告書の提出は当然のことで、年度が代われば新自治会長が千里住宅管理センターに挨拶に行き、自治会の『総会議事録』も届けています。それには決算報告書も活動内容も総て記載されています。

契約書にある『住宅団地内の環境美化に関すること』に関する活動は、当自治会は5月～9月までの5ヶ月間、毎月の一斉清掃の数日前から10数台のエンジン草刈機を使って団地内の環境美化を図っています。府公社の連絡相談員が、毎日午後集会所に来ているが、その担当地区の自治会が実施している草刈りの実施情報がしっかり集まっている筈です。千里住宅管理センター内で、委託金の使途チェックがなされているはずですが。

誰が見ても府住の高齢化は突出して進み、65歳以上の住民が44%を超えたとも聞きます。

自治会の管理運営にはどこの団地でも困っている筈です。特に住宅団地内の環境美化に関する活動の草刈り作業の遂行に困っていることを十分に承知した上での、この度の制度変更であり、各自治会への入札参加への呼びかけである筈です。どのような形であれ自治会の活動運営状況を慮った質問を、過去府側から頂くのは、本当に今回が初めてです。一昨年からの質問票に『入札不参加』の回答書を提出された自治会の多くは、高齢化によりエンジン草刈機による除草清掃が不可能になっているから、当然府が自治会に代わって草刈清掃業務を府の責任のもとで対処してくれる、と解釈した上で『入札不参加』の回答をした自治会もある筈です。

このまま強引にこの制度への移行を進めれば、当然これ迄の契約書の仕様の一項にある『住宅団地内の環境美化に関する事業』の費用として、新たな予算要求の動きも出てくるはずですが。

大阪府住宅まちづくり部内でもしっかりと部内調整されたうえでの制度改革なのか、監査委員は確認していただきたい。

この度の制度移行には、これ程大きな食い違いが双方から噴出している訳で、支払った側も公金、受け取った側も公金、お互い相互に公金支出の使途の透明性を現地調査するなり、5年に一回でも、自治会活動に対してそれぞれの現状を慮った問い合わせを施設保全課が実施しておれば、もっとスムーズに事は進んでいるはずですが。

これまで一切実態調査が無かったのは何故ですか。
毎月月の報告書の提出だけで終わっています。迷惑駐車や不法駐車
の報告書を提出しても、それに対する取り締まりも一切無かったよ
うに思います。監査委員の方は自治会が毎月提出している迷惑駐
車や不法駐車
の報告書の提出がなされた案件に対して、その取締の実施状況の
件数と、経過報告の公開を求めて下さい。

同時に契約書第一条『委託業務』の第三項の「住宅団地内の環
境美化に関すること」に対して各自治会が対応している団地内の
環境美化作業の実態の確認がなされていたか否かを監査して下
さい。

万が一これまでの契約業務内容別の実態調査データも持たず
に自治会に対して「目的外使用」と説明しているのであれば、こ
れまでの20年間以上に亘る府民から預かった公金は一体誰が何
処に何のために支払ったお金だったのですか。

施設保全課こそ「使途不明金」としてばら撒いていたことにな
りませんか。しっかり監査していただきたい。

最後に監査委員の皆様方に訴えます、施設保全課の意向は、
府営住宅駐車場管理業務委託契約の条項から『住宅団地内の環
境美化に関すること』の一項が、自分たちの課の主業務以外だ
から『目的外使用』という言葉を使って説明されているのでは
ないでしょうか。

大阪府住宅まちづくり部のなかの別の課が、地域コミュニティ
活性化、及び住宅団地内の環境美化等に関する予算措置を採る
ようになっていませんか。確かに駐車場担当の施設保全課の予
算に、別の課が相乗りしたような状態は誰が見ても不自然で
す。だからと言って地域コミュニティ活性化、住宅団地内の環
境美化の予算を切り捨てるような改変は、改革でなく改悪です。

上記のような歴史的な経緯が有っての駐車場管理委託料です
から、当自治会にとっては『住宅団地内の環境美化に関するこ
と』が、契約書に謳われているということは、府が使用目的を
充分認識したうえでの政策的な委託料と捉えていますので、絶
対継続していただきたい駐車場管理委託契約なのです。

監査委員方の職権で、26年度からの移行は一旦振り出しに
戻して、大阪府住宅まちづくり部内で駐車場使用料を受益者負
担分の返戻金又は地元還元金的な予算に組み直して、これまで
と同じような『駐車場管理』・『地域コミュニティ活性化』・
『住宅団地内の環境美化に関すること』を一括したような委託
契約に衣替えして、再検討を大阪府住宅まちづくり部に対して
促して頂きたい。

当案件は、府営住宅に入居している府民即ち自治会会員にと
っては、大阪府の今後のまちづくりへの基本姿勢が問われるほ
どに位置付けられる重要な意味を持つテーマです。

第2 地方自治法第242条第1項の要件に係る判断

1 地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

当該規定は、住民に対し、当該地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）について、その監査を行い、非違の防止・是正の措置をとることを監査委員に請求する権能を認めたものである。

したがって、住民監査請求においては、対象とする財務会計行為等がなぜ違法、不当であるのか、その理由あるいは事実を個別的、具体的に示さねばならず、それがなされていない場合は住民監査請求の要件を欠くものというべきである。

2 本件請求において、請求人は、指定管理者が行う府営桃山台2丁目住宅の駐車場管理業務委託契約を、平成26年度分の契約から総合評価落札方式による入札に移行することは、府営住宅内のコミュニティや環境維持面の配慮に欠けた行為であるため、一旦振り出しに戻し、「駐車場管理」、「地域コミュニティ活性化」及び「住宅団地内の環境美化に関すること」を一括したような委託契約とするよう、大阪府住宅まちづくり部に再検討することを主張しているものと解される。

しかしながら、請求人は、指定管理者が総合評価一般競争入札を実施することにより、府営住宅内の地域コミュニティや自治会活動へ影響が生じる旨主張するにすぎないものであり、大阪府の財務会計行為等が違法・不当であることを個別具体的に主張しているものとは認められず、また、大阪府の損害に対する主張にも当たらない。

第3 結論

以上のとおり、本件請求は、法第242条第1項の要件を満たさない請求であるから却下する。